

リスク評価対象物質（案件）の選定基準（たたき台）

次にいずれかに該当するものの中から労働者の化学物質によるリスク評価の優先度が高いと考えられるものを対象物質（案件）として選定するものとする。

なお、既に法令等により適切な対策が講じられているものについては、対象物質（案件）から除外するものとする。

[選定基準]

1. 一定程度以上の有害性が認められる化学物質。
2. 一定以上の製造・輸入量がある化学物質。
3. 社会的関心の高い化学物質又は案件。
4. 健康障害防止にかかる措置等について問題が示唆される化学物質又は案件。